

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者の概要

(1) 名称等

名称	佐鳴湖デイケア居宅介護支援事業所
所在地	〒432-8061 浜松市中央区入野町 16101-16
電話番号	(053) 445-1521 (直通)
法人種別及び名称	医療法人 三石会
代表者職	理事長
代表者氏名	中西 昌
管理者氏名	池田 由紀子
介護保険事業所番号	静岡県指定 第2277100992号
指定年月日	平成13年 6月 15日
交通の便	JR・・・浜松駅下車 タクシーで15分 高塚駅下車 タクシーで10分 バス・・・浜松駅遠鉄バスターミナル乗り場5番より 南平停留所下車 徒歩1分 東名・・・浜松西インター環状線より48号線へ左折 車で15分
サービスを提供する 通常の実施地域	浜松市中央区(入野町・篠原町・坪井町・大平台・志都呂町・馬郡町・西鴨江町・雄踏町・神ヶ谷町・大久保町・西都台・小沢渡町・若林町・増楽町・高塚町・佐鳴台)

職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者 主任介護支援専門員	1人	常勤 専任	介護福祉士 社会福祉主事
介護支援専門員	1人	常勤 専任	介護福祉士
介護支援専門員	1人	非常勤 専従	理学療法士

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日。(但し、祝日、夏季休業、年末年始12月29日～1月3日まで休業となります。)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	利用者の意思を確認の上、要介護認定に係る申請は、無料にて申請代行の対応をさせていただきます。

居宅サービス計画の作成 居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	利用者及びその家族の希望並びに解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画を作成します。 居宅サービス計画後、計画の実施状況の把握に努め、少なくとも月 1 回以上は居宅を訪問し、利用者に面接を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更をいたします。
サービス事業者等との連絡調整	必要に応じて、各サービス事業所と連絡調整を行い、サービスの質の向上に努力いたします。
医療機関との連携	利用者が医療機関等に入院した際、その入院先に担当介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝え下さい。 利用者が医療機関において医師の診察を受けるとき、介護支援専門員が同席し、当該利用者に係る必要な情報提供を行い、医師より情報の提供を受ける場合があります。 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認める場合は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他の必要な場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を主治医等に交付いたします。
障害福祉との連携	障害サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との密接な連携を促進するため、特定相談者との連携に努めます。
介護保険施設への紹介	居宅での生活が困難になり、入院、入所を希望される場合、近隣の施設をご紹介します。
その他	いつでも相談に対応させていただきます。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	利用者のサービス提供困難な理由を把握し、家族、行政と相談していきます。
サービスの質向上のための方策	各サービス事業所に、居宅サービス計画書を基に、サービス計画書の作成を依頼します。
介護支援専門員を変更する場合の対応	他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を提供いたします。

プライバシーの遵守	居宅介護支援契約書第 1 1 条（秘密保持義務）を遵守します。
事故発生時の対応	利用者の事故の状況、状態を明確に把握し必要に応じて、損害賠償も含め相談していきます。
ケアマネジメントの公正中立性の確保	サービス事業者の選定にあたって、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めます。 事業者は、利用者に前 6 か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合並びに同一のサービス事業者によりサービスが提供されたものが占める割合について、説明を行い、理解を得るように努めます。
身体拘束等の適正化の推進	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
その他	いつでも相談に応じます。

3 利用料金

(1) 利用料

原則として利用料を請求しません。

ただし、被保険者証に支払方法変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を市町村の窓口にて提示して、払い戻しを受けてください。

要介護度	利用料
要介護 1・2	1,086 単位
要介護 3・4・5	1,411 単位

看取り期におけるサービス利用前の相談調整に係る評価として、利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合は、居宅介護支援費を算定させていただきます。

下記の項目に該当する場合は加算の対象になります。

項 目	概 要	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	300 単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合 (入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。)	250 単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合 (営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。)	200 単位/月
退院・退所加算	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設からの退院・退所にあたり、職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	I イ 450 単位/回 I ロ 600 単位/回 II イ 600 単位/回 II ロ 750 単位/回 III 900 単位/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	200 単位/回 (月2回限度)
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	50 単位/月 (月1回限度)

※浜松市の基本料金は、所定の単位に10.21円を乗じて得た額です。

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	交通費（自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えた所から、走行 1kmにつき 100 円を徴収する。）

(3) その他費用（要介護認定申請代行費等）

無 料

(4) 支払方法

当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの清算とします。毎月の始めに前月分の請求書をお送りいたします。12日に銀行口座から自動引き落としになります。

4 サービスの終了について

(1) 都合でサービスを終了する場合

いつでも契約を解約できますが、次の場合には解約料をいただきます。

ア 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、利用者の申し出により解約した場合	要介護 1・2 11,088 円 要介護 3・4・5 14,406 円
イ 市町村への介護サービス計画の届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません
ウ その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに順じた解約料

この他、当事業者はこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当時業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所に関する情報を提供します。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ア 介護保険施設に入院又は入所した場合
- イ 要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ウ 亡くなった場合

5 個人記録等書類の保管について

当事業者は、利用者の指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、この契約が終了した日から2年間保存します。

6 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、介護支援専門員に周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に虐待を防止するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため担当者の設置をしています。

担 当 者 池 田 由 紀 子

電 話 0 5 3 - 4 4 5 - 1 5 2 1

- (5) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 感染症や災害発生時の業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

8 感染症対策について

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、介護支援専門員に周知を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。

9 勤務体制の確保

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応について

当事業者は、サービスの提供に際して事故が発生した場合は、家族や市町村等に連絡を行うと共に、その他適切な処置を迅速に行います。

1.1 居宅介護支援に対する苦情

当時業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事などお気軽にご相談ください。

担 当 者 池田 由紀子
電 話 053-445-1521

浜松市の総合的な相談・苦情窓口

浜松市役所 健康福祉部介護保険課	電話053-457-2374
中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内	電話053-457-2324
中央福祉事業所 長寿支援課 西行政センター内	電話053-597-1119
中央福祉事業所 長寿支援課 東行政センター内	電話053-424-0184
中央福祉事業所 長寿支援課 南行政センター内	電話053-425-1572
静岡県国民健康保険団体連合会	電話054-253-5590

1.2 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 19.32%
通所介護 32.01%
地域密着型通所介護 8.47%
福祉用具貸与 75.14%

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	セントケア浜松 35.62%	ニチイケアセンター入野 31.51%	セントケア富塚 8.22% 訪問介護ハビネス 8.22% アイケアサービス訪問介護事業所 8.22% ヘルパーセンター浜松 8.22%
通所介護	おかやま内科デイサービス 19.84%	脳リフレッシュサロン志都呂 15.71% デイサービスアビリティ佐鳴台 15.71%	リハビリデイサービスファイブホソジマ 9.09%
地域密着型通所介護	デイサービスアビリティ雄踏 96.88%	R.Y リハビリセンター佐鳴台 3.13%	
福祉用具貸与	株式会社レンティック中部 介護ショップちゅ〜ぶ浜松西 32.05%	(株) エコワークス 23.24%	株式会社ヤマシタ浜松営業所 17.96%